

論 説

スミス『道徳感情論』第6版とフランス革命

野 沢 敏 治

序 スミスの最後の仕事

「私の命は本当に明日をも知れません。私はこれまで幾つかの著作を計画し、なにほどこ進展させてきましたが、それらを生きて完成できるかどうかまったく心もとありません。そのことを考えますと、私ができる最善のことはすでに出版しているものを最善で完全な状態にして死んでいくことだと思います。」

これはスミスが最晩年の1788年に3月15日付けで出版社のT. キャデルに宛てた手紙からの抜粋である。スミスはこの時『道徳感情論』の新版を準備していた。

スミスはその4年前の1784年11月20日に『国富論』第3版を刊行していた。それは1776年の初版以来の評価や批判に対して答え、完全な決定版にしようとしたものであった¹⁾。彼はその『国富論』の改訂の後に二つの本を出す計画をもっていた。文学・哲学・詩・雄弁の哲学史と法律

1) 「スミスのその言葉にもかかわらず、『国富論』の問題は第3版で終らなかった。第3版以降の政治経済学の問題が形を変えて『道徳感情論』第6版に継続されていく」(拙稿「スミス自由貿易論と諸国民の富——『国富論』第3版研究——」『千葉大学法経研究』第17号, 1985年1月, 139頁)。このことは本稿の展開の中で明らかになるだろう。

および政府の理論と歴史についての本である。だがそれらを完成する体力と健康は彼に残されていなかった。彼は『国富論』初版の出版後にスコットランド関税局の委員に任命されており、それは閑職であったが、実に律儀に勤めていたから²⁾、彼には時間の余裕もなかった。ではスミスに何ができたか。それはすでに第4版まで出ていた『道徳感情論』を完全なものにすることであった。

スミスは『国富論』第3版改訂の時と同じく、『道徳感情論』も初版以降の反応や批判に対して決定版を出そうとしていた。スミスはどちらの改訂にもかなりの意気込みをかけて取り組んでいる。その点で初版の後の版も初版と並ぶ一つの作品になったのである。同じ古典でもそれには複数あると言える。

本稿は『道徳感情論』第6版を対象にするが、私は改訂箇所の手をすべてを検討するつもりはない。全面的な検討については『国富論』を対象に1983年と1985年にそれぞれ第2版と第3版に対して行なったことがある。その時は『国富論』初版をめぐるさまざまな反応の資料は研究者にあまり知られていなかった。だから私のような紹介と検討にも意味はあったと思う。だが、1997年 J. リーダーによって『道徳感情論』に対して、また1998年に I. S. ロスによって『国富論』に対して、同時代の反響を集成した本が出され——まだ不十分であるが——、研究者は自分で苦労して探索する必要がなくなった。私はこの新たな文献学的状況を利用した研究を、特に『道徳感情論』第6版については、他の人に任せたいと思う。

私はずいぶん前になるが、最初の学会報告をした時に、第6版の問題

2) スミスの関税委員としての仕事については関税局の文書が参照されるべきである。それは1788年と1789年の分のみであるが、1冊にまとめられている。それ以外にもスミスがサインしている1782年1月9日と1785年12月20日の文書がある。

は「宗教」と「政治」にあると指摘した。当時はスミス研究といえば、利己心や正義・慎慮の徳のレベルの議論をしても、スミスに神の最終審判や憲法・愛国心についての考察があることはまったく見逃されていた。スミスのような近代の社会科学者が宗教の意味を認めたり、自由主義の経済学者がナショナリズム論を展開することに研究者の目は屈いていなかった。それらのことを「経済人と見えざる手」の思想と結びつけるという新たな問題が生まれたのである。私の報告は時間の都合で「共感」形成論をベースにしてスミスの自然宗教の中味を出すことに絞った。残された政治思想についてはその後の『国富論』を中心にした論文「スミス国家論の再検討に向けて」と拙著『社会形成と諸国民の富』の前篇第2章で触れてきた。今回ようやく私は『道徳感情論』において残しておいた宿題を済ませることができると思う。

第6版の改訂部分は旧版と同じく功利主義批判と経験論で一貫しているが、旧版を進化させたものと、旧版と違うところがある。前者は旧版にすでに内容としてあったものに名や概念を与えるとか、より強く出したものであり、あるいは各所に散在していたものを新たな角度でまとめたもの——本稿が検討する第6部がその例——である。後者は旧版の時から読者の間で問題にされていた部分、つまりイエスによる贖罪を考察した部分の削除である。

第6版での政治思想を理解するにはさまざまな角度からの検討が必要である。私はそのための用意を本誌での前の論文『スミス経済学における政治の位置・問題の構成』でしておいた。その守備範囲は日本の政治学による問題提起から始まって、スミスについてはそのごく初期における「不変のテーマ」の提示から『道徳感情論』初版と『国富論』初版までに渡っていた。スミスはその間に英仏間の7年戦争やイギリスにおける議会改革運動、そしてアメリカ植民地の独立戦争を見てきている。前論文ではその他に当時のイギリス政治思想や日本のスミス研究にも目を

配った。本稿ではそれらに加えてより直接的に彼の政治論に関連する政治状況や議論を背景におくことにする。

本稿の裏にある問題意識は次のものである。スミスの政治思想を論じることは、高島善哉が市民社会から国家への道を急ぐなど注意したことに背くであろうか？また内田スミスの経験的自然法の方法や市民社会の自己実現論に反するであろうか？

I 手紙からうかがえる『道徳感情論』第6版改訂の進行

改訂の最初の意志は1785年に表明された。スミスは同年4月21日にキャデルにあてた手紙で、『道徳感情論』の新版刊行の申し出に同意する。スミスはそのさい「たいして重要でない2、3の変更をする」つもりだと知らせた。その内容は書かれていないが、一つは推定できる。彼は以前に第8代のラ・ロシュフコー侯爵から1778年3月3日付けの手紙で依頼されることがあった。それは『道徳感情論』第6部（旧版）で出されている曾祖父ラ・ロシュフコーの名を当人の名誉のために削除してほしいというものであった。スミスはその依頼に応じるが、同書は第4版まで出ていたので、その部分の改訂は第5版以降になる。

その後まだ本格的な改訂の意志は示されないが、スミスはラ・ロシュフコーとの訂正の約束は忘れないでいる。彼は1785年11月1日付けのラ・ロシュフコー宛ての手紙ではその冬が終わるまでに行ないたいと伝えている。でもそれは果たされなかった。

結局、改訂の本格的な作業は1788年に始まる。スミスは1788年3月15日にキャデルに宛てた前掲の手紙のなかで改訂の進行状況を伝えている。改訂は彼の健康の悪さと関税局への出仕のためにはかどっていなかった。そこで彼はこの4ヶ月間、同僚と別れて改訂に打ち込んでいく。彼は『道徳感情論』のすべての部分に多くの追加と訂正を行なうのであるが、「主要でもっとも重要な追加」は第3部「義務感について」と第6部「倫

理学説史」でなされ、原稿は6月には渡せるだろうと述べている。この時点ではスミスはまだ第1部第3編で「道徳感情の腐敗」の章を追加することや第6部を新設してそれまでの第6部を第7部にすることについては言及していない。他に改定の内容をうかがわせる資料がある。イタリヤ人のマルシリオ・ランドリアーニが同年1788年8月16日に文通相手に出した手紙によると、スミスは読者の心を混乱させた箇所を削除している。それはロスがその『アダム・スミス伝』で解釈しているようにイエスによる償いの犠牲の箇所であろう。

ここでその改訂の背後にある政治問題を一例だけ出しておこう。スミスはパリのデュボン・ド・ヌムールから1788年6月19日付けの手紙を受け取る³⁾。それによると、英仏通商条約の実施をめぐるフランスの製造業者の中に戦争をも辞さないほどの不満があったらしい。その雰囲気は後述するA. ヤングのフランス紀行文からも裏づけられる。デュボンは英仏の二国民を戦争に引きずり込もうとする狂信者たちを説得しようとしている。彼はそれまで、イギリスでのスミスと同じく、重商主義的な世論や偏見に対抗して、フランスの大商人や製造業者、行政担当者に対して製造業品の輸出に特別の奨励金を与えることを無用で危険なものと批判してきていた。また彼はJ. チュルゴとともに多くの障害と闘って農奴制の廃止や地方議会の創設に関与してきていた。その彼は今フランスが良き憲法に急速に向かっていることをスミスに伝える。そのことがイギリスの憲法の完成に寄与し、他の諸国民にも広がるだろうと予測する。デュボンはスミスがこの革命を速めてくれたと評価するのである。……この手紙は1788年6月の時点でのスミスのフランス革命観を間接的に推測させてくれる。

3) 私はデュボンのフランス語の手紙を安孫子誠男氏に訳していただき、そのお蔭で正確に理解することができた。そのことを同氏に感謝する。もちろんその手紙の使用の責任は私にある。

スミスは改訂の原稿を予定していた6月にキャデルに渡すことはできなかった。その原因は翌1789年3月31日にキャデルに宛てた手紙によると、やはり彼の健康不安と関税委員の公務にあったが、新たに第6部「徳の性格について」を設けてその執筆に時間をとられたこともある。第6部は本稿が検討するところである。彼は完全原稿を送るのは夏至の頃になると述べているが、実際に改訂が終了したのは11月18日であった。原稿は12月に印刷所に渡る。第6版が出版されるのは翌1790年5月となる。スミスはそれから間もなく7月17日に亡くなる。

II 1788—89年のフランス革命：その過程

W. エックシュタインはドイツ語訳『道徳感情論』に付けた注で、スミスは第6版第6部でフランス革命に対してその「システムの人」を批判したと記している。その解釈が今日までずっと研究者に受けつがれている。スミスは確かにフランスの旧制度末期の政治状況と初期の革命情勢を追っている。前述のデュポンからの手紙はそのことを示す一駒である。ロスはその『アダム・スミス伝』においてスミスが新聞やパンフレットで1789年の諸事件を追い、また D. スチュアートからフランスでの目撃談を聞いたと推定している。ではスミスはフランス革命のどこに反応したのか。それをはっきりさせるために1788—89年の革命をおおざっぱにでも知っておかねばならない。私はそのためにフランス革命史の一つの古典である G. ルフェーブルの『89年』(1939年、鈴木泰平訳、1965年)を基礎にし、それに加えて雑誌『ジェントルマンズ・マガジン』(The Gentleman's Magazine, 以下ではGMと略す)とヤングの『フランス紀行』(1792年、宮崎洋訳、1983年)を参考にして概観してみる⁴⁾。それらはスミスの最後の仕事となる『道徳感情論』第6版における政治思想を照射する一つの資料になるだろう。「一つの」という意味は後で示すが、エックシュタインの注記に縛られてしまうと、スミスの改訂の意図に含

まれる大事なことが見逃されるからである。

1789年におけるフランス革命は段階をへて、貴族革命・ブルジョア革命・民衆革命・農民革命と進行する。その過程でブルジョアが都市の民衆や農村の農民のエネルギーを利用して一番大きな利益を得ていく。

1 フランスの身分社会と不平等

革命前のフランス社会は三つの身分からなり、一つの「国民」をなしていなかった。上層の貴族と僧族の身分は17世紀末にルイ14世によって自分たちの領土の支配権を奪われ、国王の上級支配に服していたのだが（——封建制）、その後のルイ15世もルイ16世もその事業を完成させることなく、上層の2身分は次のような「特権」を確保したままであった。僧族は国王の戴冠式を行なうという名誉的な特権の他に、自分たちの司教裁判所をもち、農民から10分の1税を徴収していた。また彼らは国王に直接税を払わなくてもよかった。貴族は帯剣の名誉的権利の他に幾つもの負担を免れる特権をもっていた。彼らは動産タイユの賦課や国王の軍隊宿営に伴う車・馬・食糧の徴発を、また公道建設・維持のための賦役を免れる特権をもつ。また彼らは自分の土地では領主として農民に賦課金を課していた（——領主制）。他方、第3身分は上は富裕者から

-
- 4) ルフェーブルの特色は革命を思想や理念だけでなく、「群衆」の共通感情や共通意識の面から捉えていることにある。彼は『革命的群衆』（1934年）の著者であった。『ジェントルマンズ・マガジン』は当時の総合月刊雑誌であり、その報道の姿勢はかなり公平である。ヤングは1787年5月1日から1790年1月までフランスでの紀行文を書いている。彼はフランスの地理と農業経営の実際を見聞しつつ（——ラヴォアジエの精密な実験ぶりを紹介しているところは科学史的にも貴重である）、革命の進行に注目していた。彼自身は資本制大農業の経営者であるが、そのブルジョア的理性からのフランス革命観には、母国の名誉革命体制を基準にするという限界があるが、後のサン・シモンのフランス革命観と重なるものがある興味深い。サン・シモンは1815年に反革命の神聖同盟が成立したあと、なぜ革命は未完成に終わったかを考える。そこに後のジャコバン史観と対立的な見解が示される。

下は浮浪人まで雑多に構成されていたが、そのうちのブルジョアは多くがタイユを免れており、農民だけがタイユと軍役と賦役を課されていた。要するにフランス社会は特権をもつ身分と、特権を一部もつか全然もたない身分とに分かれ、不平等な状態であった。さらにこの不平等は身分間だけでなく、地方ごとにもあり、徴収される国内関税・通行税は各地で異なっていた。

スミスはこのフランスをどう見ていたか。彼も『国富論』で以上と同じように捉えていたが、もっと詳しく封建的身分制が中層・下層身分の経営と労働にとっていかに障害であったかを解剖している。動産タイユは農民の利益の源である生産的資財に課されたから、農民はその資財を使わなかったり、連畜による耕作を止めて粗末な農具で済まそうとする。それにタイユを課されることは不名誉な印とされていた。10分の1税も同じく土地の改善を妨げていた。公道賦役や軍隊徴発も農民に厄介で不利益な義務であった。地方の州ごとに異なる収入法は国内商業に障害であった。スミスはそれら以外に分益借地農の経営やイギリスとの貿易の制限・禁止がフランスの富を阻害していると批判する。前者の分益借地農は自分で資本をもたず、それを地主から借り、収穫は地主と折半する。またその農民が土地を去る時には資財を地主に残していかなばならない。こんな経営は独立農民の経営や資本制農業に比べて不利益であることは明白である。スミスは公道の改修は国王の管理の下で良くなされていることを認めるが、公道は大きな駅馬車を使って主要な都市の間を結ぶものであって、その立派さは宮廷や首都で話題になっても、もっと数の多い地方の小道路の管理はなおざりにされ、重い車は通行できなかった。これでは「民力」を保養することはできない。このことはフランス中を見聞していたヤングも指摘していた⁵⁾。こんな国を豊かだと言うことはできない。

そんな訳でスミスはケネーや重農学派が狭く農業労働のみを生産的労

働と考えたことを批判したが、彼らが主張した改革には賛成する。それは借地権の27年への延長、国内での穀物移動の制限除去、穀物の輸出自由、等であった。また彼自身はフランスの財政に対して、タイユと人頭税の廃止、関税と国内消費税の統一、徴税請負制の廃止等の改革を提案する。それらの実現は私的な階級利害によって邪魔されるだろうと予測したが、実際には革命の中で実現されていくことになる。

革命は以上の身分社会の中で、まず国王に対する貴族側の反乱から始まった⁶⁾。

2 革命の進行

1) 貴族革命——根本法の中の国王を求める

貴族が王権に反抗する。そのきっかけは国家の財政危機をめぐる争いであった。財政危機の原因は支出の面ではそれまでの大変な戦費や宮廷の濫費にあった。収入の面では徴税請負人の不正利得や経済危機にあった。そこでカロヌヌが出てきて財務総監となり、問題の解決にあたる。彼の改革自体は重農学派やスミスの考えに近いものであった。彼は収入を増やすために国内関税を廃止して穀物取引を自由にしたり、間接税の改訂や賦役の金納化によって経済を刺激しようとする。また彼は特権身分に課税しようとする。だが貴族はその課税に対して高等法院に拠って反抗し、既得権を守ろうとする。貴族が特権を維持しようとして改革を

5) ヤングは1787年7月23日にセルボンヌでの道路建設を見て、それがいかに「素晴らしさを通りこして気違いじみている」かとあきれている。それは大変なお金をかけて「道路の交通量からみれば、これだけの規模を必要としない」ものであった(前掲紀行, 54-55頁)。

6) ルソーは『告白』の第11巻でフランス革命を予測していた。彼は1761年にこう書き留めている。「おとろえつつある体制が、間近い荒廃をもってフランスをおびやかしている」(桑原武夫訳『告白』下, 岩波書店, 1966年, 121頁)。私はその事実をロマン・ロランのフランス革命連作戯曲の序曲『花の復活祭』序につけられた注から知った。

邪魔することは前述したようにスミスも『国富論』で予測していた。カロヌは自分の案を名士会を開いて認めさせようとしたが、失敗する。

次にブリエンヌが登場する。高等法院は新しい税の決定は三部会のみ
に権限があると主張する。そこでブリエンヌは方針を変えて国債の発行
を考え、国王が臨席する親臨会議で通そうとする。それに対して高等法
院は国王が発した勅令を登記するかしないかの権利をもっていた。国王
の方は登記を拒否されても親臨会議を開いて強制的に登記させることは
できたのだが、高等法院はその強制を無効とみなす。国王はこの反対意
見にあっても、それを聞くだけであり、私は「自分で判断する」と言い
放ってしまう。それに対して高等法院は三部会の開催を求める。もしも
三部会が開かれることになれば、そこでの財政問題の審議は新しい政府
を作る議論に発展すると見込まれた。両者の争いは統治の仕方を変革す
る前夜となるのに、国王には明智がなく、宮廷は気晴らしと娯楽にうつ
つを抜かしていく。

国王は登記を拒否した2人の行政官を国王封印状によって裁判にかけ
ないで投獄する。高等法院は国王の逮捕状を非難して人身の自由と正規
の裁判官による審理と聴聞を、つまり「正義」の市民権を求めた。法院
は次のような哲学的な言葉を使って主張する。正義は人間の意志や感情
から独立しており、国王すらもそれに従うべきである、と。また、国王
は自分一人で裁判したが、求められることは自然にその仕事をなさしめ
ることであり、全ての人の心に刻み込まれたものが法律の原理である、
と。そこにはケネーの自然法論が反響している。そして法院は慣習と
なっていた王国の「根本法」を宣言して国王にそれを守るように求める。
統治を専制にするか、制限王政にするかが争われるのである。国王はそ
れに対して軍隊をもって高等法院を閉鎖する。そして彼は司法のシステ
ムを改革して高等法院から裁判権を奪い、領主裁判所に対抗して王立法
廷に審理権を優先的に与えようとする。それはそれまでの法慣習に対し

て「新機軸」(イノベーション)を打ち出して「革新」(リフォーム)するものであった。高等法院は改革されるべきであったが、それを権力づくによって変革することが反抗を呼んでしまう。各地で「騒乱」(チューマルト)が発生し、「群集」(マルチチュード)が現われる。

ブリエンヌは1788年7月5日、三部会の召集を決定する。8月8日には翌1789年5月1日とその召集日と決める。貴族側が勝利したのである。

スマスはすでに『国富論』第5編で教会の管理を考察したところで、人事のありようを次のように見抜いていた。

「フランス政府が、そのすべての高等法院すなわち最高裁判所に、なにか不人気な勅令の発効登録を強制するために常套手段として用いた暴力は、きわめてまれにしか成功しなかった。とはいえ、ふつう用いられた手段、すなわち、手におえぬすべての成員の投獄は、十分威圧的なものだったと考える人もあろう。」だが、「統御と説得とはつねにもっとも容易で安全な統治手段であり、強制と暴力とは最悪で危険きわまりない統治手段であるにもかかわらず、人間は生まれつき尊大で、わるい手段を用いることができないか、それともこれを用いるだけの勇気がないばかりのほかに、ほとんどつねによい手段を用いるのをいさぎよしとしないように思われる」。「フランス政府は、強制という手段を用いることができたし、またそれを用いる勇気もあったわけで、またそうだからこそ、統御と説得という手段を用いることをいさぎよしとしなかったのである。」(大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』Ⅱ, 1149頁)

スマスは専制を批判するのである。

2) ブルジョア革命——法律的平等を求める

貴族革命には問題があった。貴族側は平民との間で税負担を平等にする気はなく、封建的権利の存続を求めていた。それに対して第3身分の中のブルジョアは貴族の特権を廃止して法の前の平等を求める。ブル

ジョアの中にもすぐ後で述べるように身分差はあったが、その能力と価値を武器にして特権を生まれによって相続する貴族層を憎んでいた。このブルジョアが単に利害のためでなく、祖国のため、人類のために革命するのだと理想に燃えていく。

さて、ブルジョアの中を見ると、それは都市の商人・製造業者・職人・労働者からなっていた。第1の地位については富裕な金融業者と外国貿易商人であり、それはケネーが激しく批判したオート・ブルジョアジーである。前者は国王に金融したり徴税を請け負い、貴族と婚姻を通じて有力者となっていた。後者は植民地との間で黒人奴隷と植民地物産の三角貿易を営んだり、国内商業を沿海交易で営む。工業部門では工場で働く労働者はまだ少なく、製造業者はイギリスと競争することを恐れて保護主義を要求していた。職人は商人から原料を得て家庭内で生産しており、勤勉かつ節約的で質素に暮らしていた。この職人には同職組合に編入されて規制される者と規制されない自由職人がいたが、前者は親方の利益のために働かされ、後者は工場との自由競争にさらされる。双方の職人は自由資本主義に反対の立場をとる。他方、農村には農業者と分益小作人、日雇がいた。農業者は大農であれば剰余価値の地代を生むが、分益小作人は地主と収穫を折半せねばならず、生活するだけで精一杯であった。ケネーは前者の経営であるフェルマージュを勧め、後者の経営であるメタヤージュを批判していた。ブルジョアにはもう一つ、自由職業があるが、それは弁護士等の法律家や内科医・外科医・薬剤師、教育者、出版業者・文士からなる。そのうちで法律家や文士が革命で活躍していく。

国王は三部会の召集に当たって議論することを許したので出版が実質上自由となる。多くの小冊子が発行され、シェイエスの小冊子「第3身分とは何か」やロベスピエールの「アラス人に与える」はその一つであった。政治熱がパンフレット類の発行によって高まる。革命は貴族革命の

次元を超え、第3身分と貴族とが対立する。パリの高等法院は三部会の構成は最後の開催となった1614年の時と同じものとすべきだと決定したが、第3身分がそれに反発する。ブルジョアは愛国派・国民派を作ってクラブや結社を通じて活動し、自分たち第3身分を「国民」とみなして第1身分と第2身分を合わせたのと同数の代表を要求する。それは議案を頭数によって多数決で決定するという要求を含んでいた。1788年12月27日の顧問会議で第3身分は二つの特権身分を合わせたのと同数の代表を認められる。政府は翌1789年1月に選挙規則を公布する。それによると上層身分に対しては資格の制限はないが、第3身分については制限がつけられた。これは不平等な規則であった。選挙資格は都市では親方や一定額の納税者に限定される。農村ではかなり自由であったが、実際には選挙の時には発言能力のない農民は領主側に支配されるままであった。また政府に請願書を提出するさいに議論を指導したのは法律家であり、彼らが公文書を作り公衆の前で弁舌する能力をもっていた。この部分が最もデモクラティックとなる。こうしてブルジョアが第3身分の代表となっていく。

1789年5月に三部会が開かれる。第3身分の代表は自らを「コミューン」と称し、会議を「国民議会」と名のる。その様子はGMで「革命」(リヴォリューション)として報道されるが、当時はイギリスの憲法がフランスでも確立するかのように見ていた。この革命の中心になったのが弁護士や法律家であり、彼ら専門知識に優れている者によって法律上の革命が進む。ヤングは彼らが王国の刷新のために「全権力をコミューンへ」と理念的・急進的に訴えることに疑問をもち、ブルジョアは国王の提案を不十分であっても譲歩して将来に交渉でより多くの利益を得るようすべきだと批判的であった。

3) 民衆革命——穀物の自由取引に反対して統制を求める

7月14日以降は民衆革命となる。それは食糧の国家的統制の要素を

もったので、ブルジョアは警戒して私有財産の擁護に向かう。

革命の理想主義が第3身分の民衆レベル(職人・小店主・徒弟)で育っていく。だが「民衆」(ポピュレス)は革命に反対する「貴族の陰謀」なるものを信じ、不安に怯えた。こういう民衆はヤングのような大農経営者からすると、「理性」と「人間性」に欠け、根拠のない噂話を信じ、お金で動員される群集であった。それはルフェーブルが名づけた「純粹民衆」でもあった。

彼らの不安に経済危機が加わる。穀物が悪天候のために不作となり、穀物の移動も道路事情の悪さや自地域で穀物を確保する動きのために困難であった。穀物の取引は歴史的にみると、まず17世紀末からのコルベールティズムによって規制され、農民は穀物を都市の市場以外で売ることを許されなかった。これは都市での穀物を安価にして労賃コストを下げ、贅沢品の輸出工業の利益を計る政策であった。農民は都市住民のために犠牲にされる。重農学派はそれに反対して穀物の自由取引を主張し、チュルゴーがその自由取引を実現することがあった。だが政府側のネッケルは国内と外国の穀物状況を調査した結果、穀物を輸出するのは危険だと判断する。彼は輸出を停止し、反対にアメリカからの輸入に奨励金を与える。それでも不足するので、彼は「国民の父」・国王の負担で穀物を買付けける。農業危機が進行する。ヤングはこの事情を十分に考えず、取引の自由が穀物を高価にして農民に耕作意欲を持たせると考えるだけであった。それはチュルゴーと同じく経済理論的すぎたのである。

その一方で、工業危機も進行する。1786年の英仏通商条約はイギリスの織物品をフランスに輸入させる。競争力の弱いフランス物は敗れていく。ヤングも現地ですることを確認する。フランスの織物マニユファクチャは通商条約を批判していた。彼はここでも理論的であって、国民のうちの少数のマニユファクチャ関係者は独占の精神の持主であり、国民

全体である消費者の利害と対立するとコメントしている。彼ら製造業者は自分たちの利害のためにはイギリスと戦争を辞さないでいると付け加えて。

とにかく穀物は不足し、パン価格は高騰する。民衆はその原因を天候だけでなく、穀物を取扱う業者が買占めと売り惜しみをしているとみなす。こういう時に重農学派が——ケネーというよりは弟子たちが——要求する自由取引は穀物価格を高め、地主と貿易商人を富ますのみとなる。そこで民衆は古くからの穀物統制を要求し、価格の公定と徴発を求める。農業危機は浮浪人を増加させ、民衆を不安に陥れる。その時に国王はネッケルを更迭したので、民衆は激昂する。この場合も各地で騒乱が発生し、群集が出現する。7月14日、不安に脅える群集が自衛のための武器を求めてバスチーユ監獄を襲撃する。その監獄は国事犯収容所であり、専制王政の象徴であった。国王は驚き、ネッケルを呼び戻す。それでも民衆の間で「貴族の陰謀」の噂は止まず、それが浮浪人の襲撃や外国との結託の不安と結びつけられ、あちこちで不測の事態や暗殺が起きる。実に凄惨な場面が繰り広げられる。革命派は民衆による無法な即決裁判と処刑を止めさせ、同時に貴族の陰謀を斥けるために委員会を設けて対処する。これが後の保安委員会となる。

4) 農民革命——領主の封建的権利の廃止を求める

7月14日以降、今度は農民が立ち上がる。当時の農民は富裕な大借地農、土地を所有する小農民、分益小作農、貧農、小屋住農、日雇で構成されていた。大部分の農民は家族を養うのに十分な土地をもたず、耕作方法も休耕を挟んだ二圃制・三圃制と古かった。国王と特権身分はこういう事情のところで農民に重い負担を課していたのである。農民がもっとも嫌ったのは生活に直結する間接税や塩税であり、領主裁判権に付属する諸権利（狩猟権・鳩と兎の飼育権、市場税徴収、領主への賦役等）や共同体の共有地の囲い込み等であった。それらがいかに農民にとって

不満であったかは、狩猟権一つをとってみても分かる。ヤングも伝えていたように、王族や貴族は狩猟の気晴らしのために獲物を追って農民が耕す土地に踏み入っていた。また獣によって作物は荒らされる。ルソーはそういう農民の苦しみを理解していた。重農学派は農民の入会権を農業改良を邪魔すると批判していたが、地主も同じ批判的な意見であった。農民は国民議会に自分たちの代弁者をもっておらず、ブルジョアは農民の共同体的権利を軽視する。農民は食糧不足を解決するために穀物統制を要求していく。7月14日の事件が農民に反乱を起こさせる決定的な契機となった。農民は上層身分の城館を破壊し、彼らとの権利を規定していた文書を焼き捨てる。彼らの間に浮浪人の恐怖やその他の恐怖から「大恐怖」が広がる⁷⁾。

1789年8月4日、「人間および市民の権利宣言」が出される。愛国派は社会と国家の新秩序の原則を宣言する。それに対して反対派は実定法のみを権威として認め、生まれながらの自然法なるものを受け入れなかった。両者の間で論争がなされるが、宣言は作成される。それは法律家らによる法的で思想的な革命であった。

権利の宣言を作成するにあたって、問題の一つは権利の平等についてであった。農民は封建的権利の廃止を求めたが、ブルジョアは法にのっとった手続きと補償を伴わないと公平でないと反論する。それは領主の封建的権利の廃止を認めると他の財産に対しても危険になるとみたからであった。またブルジョアは封建勢力に対して経済的自由を求めるが、農民は伝統的な規制への復帰を求める。両者はこの点で利害が異なる。

7) 後にウンベルト・ジョルダノは歌劇『アンドレア・シェニエ』（1896年）の第1幕において、1789年の革命前夜の民衆の革命的意識を貴族の召使の口を通じて語らせている。われわれはダンスに明け暮れる高慢な貴族に長いこと仕えてきたが、今が彼らの滅亡のために立ち上がる時だ、と。それはルフェーブルが分類した第3類型の民衆であり、あらかじめ共通の感情や理性的判断をもって自覚的に集まる「結集体」となっていく。

結局、8月4日、納税は平等だとされて特権はなくなり、人身隷属と賦役も廃止され、封建的権利の買い戻しが決められる。フランスはこうして法的に一つの国民をつくることになる。

スミスは以上の革命に『道徳感情論』第6版でどう対応していったか。

Ⅲ 第6部の構成

スミスは政治を社会契約的でなく国家構造や政治家の行動に即して論じる。それは経験論の重みと同時に、その限界を教えてくれる。

第6部の表題は自分自身および他人の幸福に影響する「徳（ヴァーチュ）の性格について」である。この徳は社会的な適性（プロプライアティ）よりも程度は高く、しかも実践的である。それはわれわれの日本的な人徳と違って行動的である。この徳論も初版で分散していた議論を一つにまとめたものである。その徳には二つあった。「慎慮」（プルードンス）と「善」（ベネフィシヤンス、実際的な恩恵）である。政治はその両方に関わっている。

第6部は三つの篇で構成されるが、その構成は論理的に順を追ってできている。

1) 二つの慎慮

最初に第1編で自分個人の幸福をめざす「慎慮」の徳が考察される。慎慮とは具体的には個人の身体を維持し健康を保つことである。人はそのために生活必需品や便益品を得る知識や技術を学ぶ。スミスはホップスやロックの自然状態における自己保存の考えを産業ブルジョア的に生産の観点から受け継いでいる。人は普通、慎慮を公共への貢献や人類愛と比べて立派な徳行とは考えないが、スミスはそれを正当に評価している。さらに慎慮はそれに必要な財を得ることによって社会的な信用と地位を求めることでもある。こうして慎慮は生活上の、そして経済的かつ社会的な幸福を得ることとなる。それは『国富論』で展開されていたよ

うに中層・下層階級における近代ブルジョア的な生活態度であった。それはスミス研究の先学・大河内一男が力点を置いていた徳目であった。それは遠い先の楽しみのために現在の享楽を抑えるから、禁欲的である。しかも身体・財・信用を危険にさらすことなく、安全で確実な利益を得ることを第一にするから、ベンチャー的な企業家精神とは別のものである。「慎重な人」は新奇な企画や冒険に根拠もなく手を出すようなことはしない。スミスは『国富論』で株式会社の投機的な経営を批判していた。また彼は公共的で博愛的な地域開発——たとえばスコットランドでのニシン漁業振興——であっても、堅実でない運営に対しては批判的であった。こうして当事者は周囲の人から共感されるまでに自己の感情や行動を禁欲するから、それは「胸中の人」によっても是認される。近代人はそのような社会的自己意識（エトス）をもって行動する。近代以降の日本の経済人は精神修養や会社愛を重視したから、同じ経済人でも両者には歴史的で文化的な違いがあると言える。

さて、慎慮論で政治に関係するものが二つあった。一つは「慎重な人」は文芸上の党派的なクラブやキャバルに入って価値の判定を争ったり、党派的な人気を得ようとしめないことである。スミスはその典型として同じ第6版の第3部で数学者をあげていた。このような「慎慮の人」は当然、非政治的であろう。スミスの慎重な人は自ら進んで公共の事柄に関わろうとしない。それは政党間の争いを嫌い、たとえ高貴で偉大であっても野心の声に耳を傾けないのである。

もう一つ注目すべきことは、スミスは個人的な慎慮を「下級の慎慮」と名づけ、それと異なる「上級の慎慮」をあげていることである。それは偉大な将軍や政治家、立法者が発揮する慎慮である。内田は初期の『経済学の生誕』から晩年に至るまで「上級の慎慮」を重商主義的政治家の「システムの人」のものと解釈していた。その慎慮は「人間におよそ不可能な神様のようなプルーデンス」（『作品としての社会科学』125頁）

だと言うのである。この解釈には無理があった。この点についてはまた後で触れる。

2) 公共善

第2編になって、他人の幸福をめざす善または恩恵が考察される。スミスはbenefitという言葉を用いるが、それは人を害するhurtに対する動詞であって、単なる善意でなく積極的に他人に利益や恩恵を与えることである。それは日本の心霊的な善論とは異なる。スミスがこういう善論を展開するのは、通俗のスミス＝自由放任観からすれば、意外に見えるであろう。これからも分かるように、『道徳感情論』は大河内一男が解釈したように『国富論』と一体であるだけでなく、別の領域のものをも含んでいるのである。

スミスはここでも善行が向けられる対象に順序があると考える。善は自分に近いところから遠いところへ向かうのである。第1にまず自分が、次に自分の家族や親戚、異なる世代、部族というように血縁的関係が対象になる。スミスは商業的な人間関係だけでなく、血縁関係をも視野に入れている！ただし、彼は部族意識は歴史的に変化することを知っていた。牧畜国では正規の法はなく、部族感情が大きい。スミスはスコットランド生まれであるから、彼の現在でもハイランドでクラン意識が強いことを知っていた。商業国では反対に人々を結びつけるものは法律とされる。これは比較文明史的な観察であり、彼の「法学講義」がとっていた方法でもあった。第2に彼は友人や事業仲間の個人を善の対象とする。第3に「地位社会」(オーダー)や社会集団(ソサエティ)のなかで活動する個人が対象にされる。この段階で注意すべきスミスの観察がある。それは恩恵を受ける対象は社会的地位の上下の間で異なり、富と権力のある人への共感の程度は悲惨な境遇にある人への共感よりも大きいということである。「共感」には横の同等者間の共感と違うタテの共感がある。それは道徳感情を腐敗させるが、スミスはそれが社会の秩序を維持

するという現実を認識するのである。このタテの共感論も初版以来のものである。第4の最後にくるものが、以上のすべてを含む独立主権国家であり、国民とか祖国、公共体である。狭い意味の政治はここで論じられる。普遍的善を説くプライスも以上の順序があること自体は認めていた。

3) 世界的・宇宙的善

さて第2編の最後で、国家を超える国際世界と人間界全体を超える宇宙が、それらの中での個人が、考察される。ここでの徳行である「普遍的善」は最も崇高なものであるが、スミスは実際には善は自国以上に広がらないと考え、プライスのように国家を超える世界的個人については直接には考察しない。ではスミスは国際正義を考えないのか。そうではない。彼は『国富論』で国際正義が「見えざる手」によって実現される政治制度を考えていた。もっとも、今日のような国際間の交通や情報が発達しているところでは、スミスの考えは必ずしも妥当しないだろう。またスミスは、善意を宇宙大にまで広げ、宇宙の幸福を人間界での幸福より優先することは崇高であるが、それが人間界における義務をおろそかにする理由にはならないと考えた。この考えも今日の地球環境の危機の下ではそのままではあてはまらない。人は地球の住民であり、生物の一員であることを身近に感じ、そのために自分でできることは何かを考えて行動するようになっている。

4) 自己統制

最後の第3篇で以上の三つの善を徳と判断するものが「公平な観察者」の「共感」であるとされ、ここでも共感論が貫かれる。

こうして第6部を概観すると、スミスの人間は他の人間や社会、国家、諸国民となんらか関係している個人であって、俗にいう18世紀の原子的個人ではない。個人の感情は個人の外のこういう集団との関わりのなかで生ずるのであるから、『道徳感情論』では個人の感情を通して社会や

国家, 国際関係が見えてくる仕掛になっている。この点が『国富論』の客観的観察と違うところである。その議論の仕方をみても, 人間性や経験に基づいてなされ, 理念や正義・権利をそれだけ抽象的に取りだして論ずることはない。

IV 愛国心と憲法

私は以下で, 国家を直接に論じる第2編第2章に目を向ける。スミスは公共心や公共活動をどう考えていたか。彼はW. ウィルバーフォースのような熱心な奴隷解放の運動家から地域の経済開発の事業に冷たい人だと思われていた。また彼は『国富論』の「見えざる手」を論ずるところで, 公共の幸福のために商売するというふりをする人が実際に幸福を増進させたということを知ることがないとしているが, J. ウェッジウッドや M. ボルトンのような開明的で「主権者」的な経済人は出ていた。後には R. オーエンのような博愛的な経営者が出てくる。こんなスミスは政治的な公共精神をどう考えていたのだろうか。彼はフランス革命を契機として以前から持っていた政治思想を深めている。その場合, スミスの考えはフランス革命以外の他の政治問題をも視野に入れると, より正確に押さえることができる。それを以下に出しておこう。

1 フランス革命以外の政治問題

イギリスは18世紀に入って名誉革命体制の安定期を迎えるが, 同世紀の後半から議会改革の運動が起きる。第1次は1760年代の「ウィルクスと自由」運動であり, 第2次が1970年代末の「ヨークシャー運動」である。そして第3次がフランス革命に刺激された改革運動となる。以下はGMに見られた第2次後から第3次に至るまでの政治問題である。その時期はスミスが『道徳感情論』を改訂する時にあたる。

GMは1785年2月, R. プライスが以前に出していた『市民的自由』

(1777年)を批判的に紹介する。プライスはブルジョア・ラディカルズの一員であった。彼はアメリカ植民地の独立革命に賛成し、イギリスは「シヴィル・リパティ」の原理から見て植民地を支配する権利はないと論じていた。同誌の評者はその議論を抽象的だと批判する。その評者にとって権利の根拠は経験的に確認できる前例や文書に置かれるべきであった。プライスが人民の全能をあげているのも間違っていると批判される。以上は保守主義が議会改革に反対する議論の仕方の一つであった。(後で取りあげるが、スミスは急進主義者のように議会改革を積極的には考えることはないが、社会構造の変化が国家構造を変えることを認めている。彼には歴史的变化を見る眼があった。)

次にGMは公平にも1786年3月、プライスの『アメリカ革命の重要性についての考察』(初版1784年、第2版1785年)を評価的に紹介している。その内容は概括すると次のようであった。——国際関係においては「自然」(大文字)は人間同士を敵と考えないから、イギリス人とフランス人はお互いを隣人と見るべきである。国民的憎悪や通商の禁止、戦争は政治算術を狂わせてしまう。アメリカのペンシルベニアではまだ審査律が行なわれており、住民の5分の2が公民権を与えられていないのは残念である。

GMは国教会の審査律に関して中立的な態度をとり、1789年2月にはプライスのような非国教徒が公民権を要求することに賛成する意見を、4月にはそれに反対する意見を載せる。まず賛成意見はこうであった——非国教徒は審査律からの解放を議会に要求している。宗教上の考えの違いは公民的能力の有無を判断する理由にならない。イングランド国教会は国家構造に組み込まれていて、その教会の友でない者は世俗の憲法の敵だとみなされる。これは偏見である。イングランドの非国教徒はスコットランドとアイルランドの長老派と同じく、名譽革命で確定した憲法や立憲君主制を支持している。では非国教徒は何を求めるのか。そ

それは「公民」(シチズン)の権利の回復であり、有能で良心のある者を公共の役職につかせることである。それに対して反対意見はこうであった——国法によって確立された宗教があり、国王がその宗教を信仰告白することは良いことである。イングランドの非国教徒は他の国よりも寛容されてきたのに、なぜそれ以上のものを要求するのか。それは審査律を廃止することで政府の役職を得て金銭的な利益を求めためである。そんな野心のために政府を危険な目にあわせてよいか。そんなことをすれば、カトリックやカルビニストが司教になり大臣になるだろう。

スミスはこのプライスを低く評価していた。スミスは1785年12月22日付け G. チャーマーズ宛ての手紙で、プライスは党派的で無能な計算家であり、その思索は無価値だと大変厳しい。スミスはアイルランド問題に対して宗教の違いをもって経済的・政治的に差別することを批判していた。そのことからすると、プライスに対する酷評はどこからきたのかと不思議に思ってしまう。それでも彼は後述するように『道徳感情論』第6版ではプライスの祖国愛論を冷静に取り扱っている。

GMは議会改革運動の動向を伝える。1785年3月には C. ワイヴィルの手紙が紹介される。ワイヴィルはその中で W. ピットが議会改革案を下院に提出し、代表制度を改善することで国家構造を安定させようとしているが、それは人民の権利の友にとって喜ぶべきであると述べている。それより3年前の1782年にバークはピットの代表調査委員会を葬らせ、自分の経済改革案を通過させていたのである。

英仏通商条約は1786年9月に締結され、翌1787年5月10日に発効する。両国ではそれが締結される前から反対運動が展開されていた。同年2月にはエディンバラ商工会議所が設立され、フランスでは前述したようにヤングが条約批判の声を伝えていた。条約締結後の12月には全英商工会議所総会で条約に賛同する決議が出されるが、翌年2月の同じ総会では弱小産業が条約審議の延期と慎重な審議を求める請願書が採択されてい

る。スミスは条約に対して賛成であった。だが彼の自由貿易論はその「意図」——自然価格の形成と自然的産業＝市場構造の再建——を理解されることなく政策に採用されていく⁸⁾。

独立後のアメリカは1787年5月25日、フィラデルフィアで連邦憲法会議を開く。9月17日には憲法が制定される。GMは同年11月と12月にそれを紹介した。それは公共心と愛国心に関係することであった。J. ワシントンには前文で次のようなことを書いている。——連合した諸州は宣戦講和と外交、課税と商業規制、それに対応する行政と司法の権威を一般的な統治権力のもとに置かねばならない。社会に入る諸個人は自分の守るべきもののためにその自由の一部を譲らねばならない。何を譲るかは諸個人が住む州の習慣や利害によって違うから、それを決めるのは難しいが、自分の州のことだけを主張するのは他の州は困ってしまう。小異を捨てて大同につき、憲法を成立させることで、諸個人の安全と繁栄は確保されるのである。

またGMは1789年2月に B. フランクリンが1788年に「古代ユダヤ人と反フェデラリスト」において新憲法に反対する反フェデラリストの主張を批判したと伝えた。これも公共心と愛国心に関係していた。フランクリンは連邦憲法に賛成の意志を改めて示し、反フェデラリストの主張を公益を装って私利と野心を満たすものだとして批判する。1788年10月3日には合衆国の kongress が開かれ、次のことが決められる。各州は憲法を批准したうえで、大統領を選ぶために来年1789年の1月第1水曜日に選挙人を選び、2月第1水曜日には選挙人が集まって1人の大統領を選ぶ。そして3月第1水曜日に新憲法の下で会議を行なう。

スミスは1787年6月13日付けのA. ロスに宛てた手紙で、イギリスおよびプロシヤがオランダをめぐるフランスと争うことに懸念を示す。

8) 前掲注1) であげた拙稿参照。

1788年11月のGMはサリー州での1774年から84年にかけての選挙の行動様式と費用についての表を示す。それによれば、農村の選挙は「農村の紳士」たちが警戒しても、いつでも富と商工業の力とコネが作用してきたことが分かる。この自覚のない選挙人の行動の仕方は後にL. ネーミアが1761年の総選挙を分析したさいにも確認される⁹⁾。民衆の政治能力の問題はフランス革命時だけのことでなかったのである。

以上のGMでの政治報道を念頭において、以下、第6部の第2章に入る。

2 二つの「良き市民」

第2章は二つの公共心を、二つの「良き市民」(シチズン)を問題にする。最初に国際関係のなかの人間の行動が、次に国家構造内のそれが考察される。スミスは丸山が日本の経済学に疑問を出したように、ナショナリズムや国民の問題を取りあげないのでない。その反対である。

1) 愛国心(対外的公共心)——排外的愛国心の克服

スミスは人が社会に対して行なう善の最初の重要な対象は「国家」だと考える。それは対外的には「愛国心」(ラブ・オブ・カントリー)と

9) Lewis Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III*, 2nd ed., 1957. ネーミアは保守の側から歴史研究をした人である。彼は同書で18世紀の議会改革運動が始まる前のイングランドにおける選挙の実態を調べた。国王、貴族、上層ブルジョア、下層民衆の選挙行動の動機と様式が研究される。その結果、急進的な改革論者の体制批判は一方的であると批判され、議会がホイッグ貴族寡頭制であったという解釈を斥けられる。改革論者は腐敗選挙区は不合理だと批判したのであるが、それは国民的で有能な政治家や選挙区の狭い利害から自由な政治家を選出するには有用であったと逆に評価される。事実、選挙権をもつフリーホルダーは実際には大地主の影響を受けて自由に選挙することはできなかった。だから彼は選挙権を拡大して平等な制度を作っても、選挙民の方で意識やモラルを変えずに、選挙する見返りに恩恵(ベネフィット)を求めるようでは意味がないと言うのである。改革勢力が保守主義による批判に答えることは19世紀の初期社会主義者の課題となっていく。

なる。スミスは重商主義国家を批判した自由主義者であるが、愛国心をまともに考察している。人は「自然」には、自分の属する国家が他の国家よりも偉大で繁栄していると名誉に思い、反対に貧弱だと恥ずかしくなる。そのことは理性の観点からすると誉められたことでないが、スミスはそれを必ずしも悪いこととは考えない。

愛国心とは何か。スミスのそれはストア派的に雄々しい。愛国者は自分を他の誰よりも重要でないと、自分を「大勢」のなかの一人にすぎないと見る。それは非利己的で自己犠牲的である。しかし、それは誰にでもできることでないから、人々は愛国者を讃嘆する。反対に反逆者は自分の小さな利益のために母国の利益を敵に売ってしまう。それは自分を一方的に不公平に見るから、人々は反逆者を軽蔑する。

そこまでの議論はよいとして、スミスは次に問題を出す。それは愛国心が排外的になる場合である。そのことについては旧版第2部第3篇第3章ですでに論じられていたが、彼はさらに考察を深める。18世紀のヨーロッパでは、特に英仏のような独立主権国の間では「共通の上位者」がいなかったから、国民は隣国の繁栄を嫉妬し、怖れてしまう。人は隣国を「国民的偏見」の目で見えてしまう。実際、英仏の双方は相手国を「自然の敵」と思い込んでいた。この状態ではたとえ条約が結ばれても、また戦時にたとえ国際法はあるとしても、それらは実際には守られない。そういう中では愛国者は「公平な観察者」でなくなる。同じ第6版の第3部の表現を使えば、争い合う国の近くには中立国はおらず、公平な人の言葉などは馬鹿にされてしまう。英仏間で通商条約が結ばれてそれまでの長い商業戦争が終わった後でも、デュボンやヤングが述べていたように、フランスの不満のあるブルジョアはイギリスと戦争することを厭わなかった。またフランスで革命が始まると、フランスはアメリカ植民地の独立戦争に際してイギリスに対抗して植民地側についていたから、今度はイギリスがその仕返しに戦争を仕掛けてくるかもしれないと恐れ

た。スミスも言うように、人は遠方の日本や中国の繁栄を聞かされてもそれらを嫉妬の目でみないが、英仏間ではそういう落ち着いた目で隣国を見ることはない。どうしてそうになってしまうのか。スミスはすでに『国富論』で自然の愛国心を排外的にさせるもの、つまり自国イギリスの重商主義植民帝国の経済社会的な構造を解明していた。彼はその構造分析を踏まえて、ここ『道徳感情論』では国際対立の中での国民心理を描くのである。

では国民的偏見とならない愛国心はあるか。スミスはそれを探っていく。それは国民間で耕作・製造業・商業における改善の「張り合い」(エミュレーション)をする場合である。それも人類の観点から他国の優秀点を推進することである。そのことは複雑な国際交易の網の目を通じて自国民にとっても利益となるのである¹⁰⁾。それは文芸や科学の分野では実現されていた。スミスは以前に『エディンバラ評論』への寄稿文でこのことを認めていた。それは『百科全書』においてダランベールが説く「啓蒙」の内容でもあった。だが経済の分野ではそのことは現実には難しい。

また人類愛から自国を愛することも難しい。スミスはプライスのように愛国心を人類愛の後にしようとは考えない。スミスはその初期から一

10) J. A. ホブソンは19世紀末から始まる新帝国主義をスミスの啓発された利己心の立場から次のように批判することがあった。イギリスは熱帯地方にある属領を仮にドイツやロシア、日本から奪われたとしても損をしない。なぜならば、イギリスはフランスによってマダガスカルとの貿易から締め出され、ドイツによっても中国山東省との貿易から追い払われたが、フランスもドイツもそれらの占領地を開発するのに自国の工業製品だけでは足りず、イギリスの工業製品を必要とする。この経験からして、イギリスは属領との直接貿易を失っても、この迂回的であっても大きな利益を得ることができる。こういう小英国主義に立つ広い立場は日本でも1920年代に石橋湛山が受け継ぐ。石橋は大胆にも日本が權益をもつ満州や台湾を捨てよと主張する。彼は経済計算をして、日本がその海外領土から得ている貿易額よりも英米やその植民地等の紛争国との貿易額の方が大きいことを数字をあげて説くのである。

貫して「自然」と経験論の立場にいる。もしも人類の観点に立てば、フランスはイギリスよりも人口は多く領土も広いから、フランスの利害をイギリスよりも優先することになる。でもそれはイギリス国民からすれば、そのことを主張する人は「良き市民」と言えないだろう。これはスミスの言う通りである。普通に人は自国を人類社会の一部として愛するよりも、それ自体として愛している。

スミスは国際政治の実際を振り返ってみた。政治家は時には広い視野に立って国際平和を実現しようとして諸国と同盟や条約を結び、同盟国間での力のバランスを維持しようとする。スミスはその例として、ウィリアム王の政治をあげた。でもスミスはその場合でも政治家が秘かに考えるのは自国の利益のみであると見抜く。だからと言って、彼はこの政治家を責めるのでない。彼はその自国を自国のために愛することで人類の利益につながる条件や制度を『国富論』で具体的に考えていた。グロチウスが国際間に求めた自然法が実現されねばならないが、それは国益追求の権利をお互いに認めることである。また、それは私が前掲の拙論文と拙著で詳細に展開したように、他国に対して自由貿易オンリーを主張するのでもない。自由貿易は必ず他の政治構想とセットにされていた。またその自由貿易化にしても後述するように、イギリスがそれを受け入れるには産業再編をスムーズに行なうための条件の整備が求められたのである。スミスの政治家は以上の活動を求められる。国際平和はその政治活動の助けを得て展望できる。これが国際間で働く「見えざる手」の中味である。スミスは「見えざる手」の働きを国内での資源配分や市場の均衡化としてのみ主張しているのではない。スミスはかのリストから批判されたように個人主義でも万民主義でもないのである。

2) 愛国心（対内的公共心）——党派的愛国心の克服

愛国心には別の対内的なものがある。それは対外的愛国心ほどには注意されないが、スミスはこの問題に非常に熱心に取り組む。彼はここで

も人間を裸の個人でなく、集団の一員として観察し、それらの集団間で一国の国家構造が作られることを問題にする。それは憲法の問題である。スミスは、何度でも繰り返すが、リストが批判したように個人や人類を考えて集団や国民を考えていないのでない。その反対である。また丸山は日本の経済学を批判したが、その経済学の父スミスの方は個人や階級だけを考え、それ以外の政治的集団を視野に入れていないのでない。その反対である。ただその議論の仕方がスミスのようなのである。

第1章では個人や友人、仲間の利害の実現は特定の身分（オーダー）や社会集団（ソサエティ）の利害の実現を媒介としていた。さて国家はそれらの集団からなるのだが、どの集団も自分の安全を国家に負っている。国家は集団的諸個人を外国の侵害から守り、かつ国内の治安を維持するからである。ただし、前の1)での議論と同じように、人は国家のために自分が属する集団の利害を後にしようとは考えない。集団の利害は国家の利害のためにあるのではなく、集団はそれ自体の利害を追求する。自分の属する集団の利害を他の集団による侵害から守ろうとする。それぞれの集団は他に対抗してその利害を通そうとする。スミスは自分が所属する集団の利害を優先すること自体を批判してはいない。

ここでスミスの憲法観が出される。彼によると、国家はそれぞれ異なる身分と社会集団の間に分かれているが、それぞれの集団の間における権力・特権・免税特権の配分の仕方が「国家構造」を決める。その場合にスミスは自分の属する集団の利益を優先することを無用でないと考えた。どの身分も集団も国家の繁栄のためだということ自分の集団権力や特権・免税特権を減らされることには我慢できない。この態度は公共的でないが、また公平に考えることは争いあう党派から軽蔑されるが、しかし、無用とは言えない。スミスはその理由をあげる。それはその時に人気のある「革新」（イノベーション）や政体の「変革」（リフォーム）の考えを抑え、すでに諸集団の間にあったバランスを維持し安定さ

せるからである。この理由づけはいかにもモンテスキュー的で保守的である。でもそれはパークがフランス革命に対して示したような反動ではない。スミスは改革が不要と言うのでもない。スミスには繰り返すが、歴史を見る眼があり、経済的な変化の認識があった。国家構造は構成部分のそれぞれが特権を守る力をもてば、国家構造は安定する。反対に構成部分が以前の地位よりも上や下に移れば、国家構造は変わる。現在の特権の配分はどうなっていて、これからどう変わるか。それに伴って政体はどうあるべきか。これは彼の法学講義のテーマであった。スミスの保守主義は変化を認めるのである。スミスはこの変化の事態を自国で見ってきたのであり、今フランスでも見ているのである。すでに『国富論』が経済構造の歴史的な変化を分析していた。

愛国心は以上の憲法観と関連して、二つのものを含むことになる。①「良き市民」は実定法を尊重し、役人（シヴィル・マジスレート）の指示に従う。それは既成の体制を尊重するという意味での愛国心である。②「良き市民」は同胞市民（フェロー・シチズン）の安全と幸福を求めて国家構造を変えようとする。これは革新的な祖国愛である。プライスの愛国心は②に入るだろう。

さて、問題は両者が分裂する場合である。ロスは『アダム・スミス伝』で1788—89年のフランスでの三部会における論争がそうであり、スミスはその論争を追っていたと推測する。その分裂の時には「賢明な人」ですら現状では公共の平静を保てないので憲法の変革を考えざるをえなくなる。その場合でもスミスは政治的「英知」を發揮せねばならないと考えた。古い貴族的なシステムを再建するか、ブルジョア的な革新の精神をとるか、どちらが正しいかその選択を迫られるような時でも、政治家は「上級の慎慮」を求められるのである。それはどういうことか。スミスの説明はこうである。政治闘争で勝利した方の党派の指導者が穏和で適正な態度をとれば、憲法は再建されるか改善されるだろう。スミスは

その政治家を国家の偉大な立法者・改革者とみなし、対外的に勝利することよりも重要だとまで評価する。「真の愛国者」は内乱を起こさないようにする。

スミスは具体的にどの政治家・立法者を頭に入れていたのか。それはスチュアートのそのように自律的に循環することのない経済社会の困難に対して常に事前的に関与するような為政者ではない。ケネー的に「経済表」における経済法則と自然法を実現する啓蒙的専制君主でもない。ロスはそのフランス革命における政治家でなく、アメリカ合衆国で憲法が制定された時のワシントンあげている。それは前掲GMの記事から見ても当たっている。それはまた同じGMの記事からみて、フランクリンにも当てはまるであろう。

さて、いよいよ核心の問題部分に入る。スミスは内紛の時に「公共精神」に「システムの精神」が混じることを問題にする。公共精神とは彼によれば、同胞市民の困窮にヒューマニズム的に共感して彼らの幸福の実現を考えることである。そのさいに発揮される「システムの精神」は目的としての公共の幸福を実現する手段の方の完成を追求することであれば、スミスは批判していない。また旧版第4部第1章でも論じられていたように、「システム愛」から公共の施設は作られてもいる。スミスにあっては作用原因や手段の自己目的化の範囲は利己心を超えてそこまで広められている！内田はその事態を的確につかんでいた。しかし、ここ第6版では旧版と少し違って、スミスは「システムの精神」が論争のなかで狂信的になることを懸念する。党派の指導者は憲法の新しいモデルを示し、政治システムを変えようとする！党派はそれまで経験したこともない理想的なシステムの美しさに夢中になる！彼らは「システムの人」となるのである。この点でエックシュタインが「システムの人」を *Parteidoktrinarismus* とドイツ語訳し、米林富男が「主義の人」と日本語訳したのは適訳であった。スミスはそれと反対に漸進的な改革論者で

あった。彼は理想を緩和すれば現実に受け入れられ、フランスの困窮は改善されて救われたはずだ、多くを求めすぎたために今は何も効果を生んでいないと見たのである。

啓蒙思想は科学的な認識をする時に「体系の精神」を批判したが、スミスはそれを社会实践の場に適用したと言えよう。それは「不変のテーマ」の再現である。また注意すべきは、その内容はすでに『道徳感情論』初版の第4部第1章で出されていたということである。だから「システムの人」批判はフランス革命を前にして初めて出されたのでない。さらにはその批判は『国富論』におけるケネーの純理的自然法批判の再現であり、チュルゴー批判の応用展開であるとも言える。スミスの議論は名誉革命後のイギリス政治の妥協的であるが、それだけに堅実なものを受け継いでいると言える。スミスは政治を人心の現在とその変化に基づかせようとするのである。

何度でも確かめるが、スミスはフランス革命のブルジョア的理想主義だけを批判したのでない。ロスは「システムの人」としてロベスピエールを例にあげたが、スミスの「主義の人」批判はもっと一般的である。「システムの人」は改革対象の人間が独自の考えや利害をもつことを無視し、人間をチェス盤上の駒のように思うままに動かすことができると考える。それは自分を国家で最高の価値ある者とみなし、自分が同胞市民に合わせるのではなく、国民の方が彼に合わせるべきだと考える。スミスはそう言って、その点で最も危険な政治家は主権をもつ君主や王室による改革者だと断ずる。これは誰のことか。この改革者は貴族の特権や都市・州の特権を減らそうと考えるから、ロスはそれをルイ14世やルイ15世と推定していた。彼はそれだけでなくイングランドのジェームズ2世にまで当てはめる。

こうして見ると、「システムの人」批判はロスの推定を超えてルイ16世にも当てはまるだろう。ルイ16世は国家財政を立て直すために出した

勅令の登録に応じない高等法院に対して新しい司法手続きの仕組みを作ろうとしたからである。貴族はそれに抵抗する。さらにはそれはイングランドで1760年に始まったジョージ3世による親政の企図に対しても適用できるだろう。名誉革命後のホイッグ貴族は国王の大権は認めても、議会の同意を得ないで専制統治することを認めなかった。その時に貴族側がもち出した論拠が国制（コンスティテューション）の伝統であった。王国の基本法は国王が憲法を破壊することを許しておらず、国王は歴史的に根拠のある臣民の特権を尊重せねばならなかった。スミスはこの立憲主義の考えを認め、イギリスの政体が君主制的な要素と民主制的な要素をもつ混合政体であることを尊重していた。

だがフランスの革命はスミスの思うように漸進的には進展しない。革命はスミスの考えとは別にそれ自身の論理をもって展開していく。それはちょうど、彼がアメリカ植民地とイギリス本国との紛争に対して平和的で合理的な政治を構想——本国憲法の適用か自発的分離か——した時に、それと関係なく現実には戦争の暴力によって解決されていったように。

最後に、これまで研究者に注意されてこなかったことに言及したい。スミスは「システムの人」と対照的に公共心を「仁愛」と「人間愛」に基づかせる政治家を取りあげた。それは既成の個人や集団の特権を尊重するのである。こういう政治家は「理性」と「説得」でもって人々の偏見を除去しようとするが、それができない場合、あえて力を用いようとしない。逆に、公共の制度の方を国民の習慣や偏見に適合させようとする。だから最善の法律を作ることができなければ、人がついてくることのできる程度の立法で満足する。ロスはこの議論からスミスは保守的な貴族層に期待したと解釈する。福田歓一もそれに近い解釈をしていた。それに対する正確なスミス理解をここで展開する余裕はないので、前掲拙論文を参照していただきたい。ロスはその政治家の例としてダントン

をあげた。それは妥当な解釈であるが、彼の考察はそれ以上には広がらない。論点は次のことにある。内田はスミスをケネーと比較して、スミスは利己心が公益につながる制度を「発見」することで満足したと解釈した。内田はまた、スミスは重商主義のもろもろの政策が取り払われれば、その後「自然的自由の」のシステムが「自己実現」すると考えたと解釈した。それでも重商主義の政策と法律を廃止する「作為」は残るだろう。内田はそのことも認めるが、それをまともに論じることはない。これは体制移行の問題である。それは現実には一遍にできず、かなり長期にわたることになる。

スミスは『国富論』で次のような政治家像を出していた。彼は穀物輸出奨励金を批判して自由貿易を主張するが、その政策を実現する政治家のモデルとして古典古代のギリシャの政治家ソロンをあげている。スミスは『国富論』第2版で1773年の穀物法が穀物の輸出入の自由に不完全ながらも一歩近づいたとして、次のように評価していた。

「いっさいの不完全さにもかかわらず、われわれはソロンの諸法律について言われたことをこの法律について言ってもさしつかえないであろう、すなわち、それ自体としては最善のものでないとはいえ、当代の利害関係と偏見と気質とがゆるす範囲内では最善のものである、と。おそらくそれは、やがてはより良きものための道を開くであろう。」(前掲訳書Ⅱ, 810頁)

スミスはまたアメリカ植民地貿易の独占を廃して自由貿易を説くところで、完全な自由貿易を求めることは「不条理」!だとまで述べた。その意味はこうである。自由貿易を国民的偏見や政治家の野心、私利私欲を無視して一挙に実現しようとすれば、そこに無秩序が生まれる。彼はそのことを懸念するのである。イギリスの産業構造は重商主義的独占の下で遠隔地のアメリカ向け輸出産業に偏ってしまっていた。その部門は独占的利潤を生むから労働力と固定資本が他部門から集まっている。そ

の状態で一挙に自由化したら、その部門の労働者は仕事を失い、資本家の設備は大きな損害を受けるだろう。そんなことは人間愛のある政治家にはできないことであり、既存の資本に対しても公平でない。そこで政治家にはいつ・どの部門から・どのようにして自由化していくか、「熟慮」が求められる。改革をすると、労働力の移動や職業の転換、資材使用の変更が問題になる。そこで労働力の移動であれば、それをスムーズにするために同職組合の雇用規制や教区の定住法を廃止しなければならない。政治家は「上級の慎慮」を要求されるのである。自由化は自然的な産業＝市場構造を再建するためになされるが、それは人間愛と公平を考えて段階的になされねばならない。こうして、スミスの「システムの人」批判はフランス革命の急進的な改革論者だけに向けられたのではなく、「自分の自由主義的改革に対する自己統制として理解されてよいだろう」¹¹⁾。

以上のようにしてスミスの政治思想を検討してみると、次のようなことが課題となるだろう。内田は『経済学の生誕』において世界史の観点に立ち、スミスの自由貿易論をフランス革命におけるブルジョア的所有権の確立と結びつけたのだが、それはどういう理由でそのような解釈になったか。後学の者はそれを解かねばならない。

(2014年12月22日受理)

11) 拙著『社会形成と諸国民の富』、360頁、注(14)。スミスの「システムの人」批判の裏には自由化に反対する民衆の存在を無視できないという事情がある。以前から社会史研究の方では啓蒙と「群衆」を対立させてきたが、経済学史研究においてもスミス経済学と民衆との関係が問われてよい。それは経済理論的には価値尺度論・地代論の意義に関わってくる。安藤裕介『商業・専制・世論』(創文社、2014年)がケネー研究とスミス研究に対して問題を投げかけている。同書に対して一ノ瀬佳也が平田清明のケネー研究と比較して書評している。参照「「市場」の自由化と「世論」の相克」(『立教法学』第90号、2014年)。なお、篠原久はロスの実に丁寧な『アダム・スミス伝』の訳者にふさわしく、論説「アダム・スミスにおける「体系」と「体系の人」」(『経済学論究』63巻3号、2009年12月)においてバランスのある解釈を目指している。

Summary

The Edition 6 of *The Theory of Moral Sentiments* and French Revolution

Toshiharu NOZAWA

The sixth revision of *The Theory of Moral Sentiments* was Smith's last work. In the sixth part of *TMS*, Smith criticized the 'man of system'. W. Eckstein and some scholars have interpreted its expression as Smith's critical comment upon radical reformers of French Revolution. This interpretation is just partly correct. I will prove my argument analyzing the sixth part of *TMS* and basing the representative books on the revolution by G. Lefebvre, *The Gentleman's Magazine* and the book of travels in France by Arthur Young.

We can find the 'man of system' in the first edition of *TMS* before the sixth edition. In addition to the fact, Smith regarded an imperial and royal reformer like Louis XV as the most dangerous one. Therefore, the 'man of system' is not only the bourgeois radical like Robespierre. Smith praised Solon contrary to the 'man of system' as the model whose public spirit was prompted by humanity and benevolence. Also in the *WN*, Solon was looked upon the prudent and gradual reformer who took into consideration people's private interests and prejudices. Consequently, Smith's criticism of the 'man of system' implies his own self-control to the sudden abrogation of mercantilism and execution of free trade.